

スクール・セクハラ 相談特別週間について

大分県教育委員会では、スクール・セクハラ相談窓口を設置し、相談に応じています。

匿名で結構ですので、昼間相談できない方、誰にも言えずに悩んでいる方、是非この機会にご相談ください。

もちろん秘密は守ります。

スクール・セクハラにあたるか教えてほしい！

スクール・セクハラの悩みを聞いてほしい！

相談日時

平成26年6月30日(月)～4日(金)

11月4日(火)～7日(金)

通常の相談時間は、月～金曜日 9時～17時ですが、

特別週間は20時まで相談を受け付けます。

スクール・セクハラをやめさせてほしい！

その他、スクール・セクハラに関すること何でも・・・！

相談窓口: 教育庁人権・同和教育課内

相談方法: 電話、メール、FAX等

電話番号: 097-534-4366

アドレス: no-sekudara@pref.oita.lg.jp

FAX: 097-506-1799



大分県人権啓発イメージキャラクター
こころちゃん